

## こうふ開府500年記念事業ロゴマーク及びキャッチフレーズ使用要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、こうふ開府500年記念事業のロゴマーク及びキャッチフレーズ(以下「ロゴマーク等」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴマーク等)

第2条 ロゴマーク等は、別表のとおりとする。

### (使用対象事業)

第3条 ロゴマーク等の使用の対象となる事業は、こうふ開府500年記念事業の推進に寄与し、その機運を高める事業であって、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1)公序良俗に反するおそれがあるもの
- (2)宗教的又は政治的な要素を有していると認めるもの
- (3)こうふ開府500年記念事業の品位を害するおそれがあると認めるもの
- (4)その他会長が不相当であると認めるもの

### (使用の承認申請)

第4条 ロゴマーク等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、こうふ開府500年記念事業ロゴマーク等使用承認申請書(第1号様式。以下「使用承認申請書」という。)を会長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1)学校において教育等の目的で使用するとき。
- (2)実行委員会を構成する団体等が、こうふ開府500年記念事業をPRする目的で使用するとき。
- (3)企画提案事業及び後援事業を実施する団体等が、こうふ開府500年記念事業をPRする目的で使用するとき。
- (4)その他会長が適当と認めるもの

### (使用の承認)

第5条 会長は、使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、こうふ開府500年記念事業ロゴマーク等使用(変更)承認書(第2号様式。以下「使用承認書」という。)により、申請者に通知するものとする。

2 会長は、ロゴマーク等の使用の承認に際し、その使用方法について条件を付することができる。

3 会長は、ロゴマーク等の使用の承認をしないときは、こうふ開府500年記念事業ロゴマーク等使用(変更)不承認通知書(第3号様式。以下「不承認通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

### (使用の期間)

第6条 会長は、ロゴマーク等の使用を承認した日から、こうふ開府500年記念事業の事業期間中、ロゴマーク等の使用を認めることができる。

### (使用料)

第7条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマーク等を使用する者(以下「使用者」という。)は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1)ロゴマーク等の使用の承認を受けた内容のみに使用すること。
- (2)第5条第2項の規定により付された条件に従うこと。
- (3)ロゴマーク等の使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4)デザインマニュアルに従い、適切に使用すること。
- (5)ロゴマーク等を使用した商品の製造又は役務を他の者に委託して行わせる場合は、その受託者がこの要綱の規定に違反しないよう管理、監督その他必要な措置を講ずること。
- (6)ロゴマーク等を含む商標、意匠等の登録出願を行わないこと。

(承認内容の変更)

第9条 使用者は、ロゴマーク等の使用の承認を受けた内容を変更しようとするときは、こうふ開府500年記念事業ロゴマーク等使用内容変更申請書(第4号様式。以下「変更申請書」という。)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、変更を承認するときにあつては使用承認書により、変更の承認をしないときにあつては不承認通知書により、使用者に通知するものとする。

(承認の取消し)

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロゴマーク等の使用の承認を取り消すことができる。

- (1)使用の申請又は変更の申請の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (2)使用者が第8条各号に掲げる事項を遵守しないとき。
- (3)前2号に掲げるもののほか、会長がロゴマーク等を使用することが不相当と認めたとき。

2 会長は、前項の規定により使用の承認を取り消すときは、こうふ開府500年記念事業ロゴマーク等使用承認取消通知書(様式第5号)により、使用者に通知するものとする。

3 使用者は、前項の規定による通知を受けた日以後、ロゴマーク等を使用した商品の使用、配布、販売、掲示等又は役務の提供をしてはならない。

(報告等)

第11条 使用者は、ロゴマーク等を使用した商品の完成品を、速やかに会長に提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難である場合又は役務を提供した場合には、写真その他の商品又は役務の提供の状況を確認できる資料を提出するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、ロゴマーク等の使用状況等について、使用者に報告させ、又は調査することができる。

(責任)

第12条 使用者が実施する事業及び販売する商品の安全性・品質等については、すべて使用者において責任を負うものとする。

2 使用者は、ロゴマーク等の使用により第三者に損害を与えたときは、その一切の責任を負うものとする。また、ロゴマーク等の使用の承認の取消しにより使用者又は第三者に生じた損害についても、同様とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年3月27日から施行する。

別表(第2条関係)

ロ ゴ マ ー ク	 <p>KOFU CITY</p> <p>こうふ開府500年 1519－2019</p>
キャッチフレーズ	つなぐ歴史 かがやく絆 こうふ開府500年